

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	人権が尊重される三重をつくる条例	公 布 日	平成9年7月1日
条 例 番 号	平成9年三重県条例第51号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	環境生活部人権課	電 話 番 号	059-224-2278
条例の概要	不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、県・県民等の責務を明記するとともに、県が定めるべき「基本方針」の内容、「人権施策審議会」の設定について必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	偏見による差別や人権侵害は依然として発生しており、県は人権施策を引き続き実施していく必要がある。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	人権教育・啓発に関する施策は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条で地方公共団体の責務となっている。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例第5条に基づく人権施策基本方針を平成11年に定め、平成18年に改定している。また、条例第6条に基づく人権施策審議会についても毎年開催しており、今後の取組に向けたご意見をいただいている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	県及び県民等の責務を定めるものであることから、条例である必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえている。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例の規定に従って遂行されている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を踏まえて、三重県人権施策基本方針を整備している。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策211人権が尊重される社会づくりで、人権施策を推進していくこととしている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	平成2年3月に県議会で採択された「人権県宣言」を踏まえ制定された条例であり、偏見による差別や人権侵害が依然として発生している現状において、廃止することにより明らかな支障が生じることは明白である。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	県が人権施策を推進していくに当たって基本となる事項が定められている。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	同上
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に規定する人権教育及び人権啓発に関する施策を包括して、三重県人権施策基本方針を策定している。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	県民の意識に関することであるため、効果測定は困難であるが、成果向上のためには継続的な取組が必要である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民を対象としている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民を対象としている。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例第3条で県民等に県が実施する人権施策に協力するものとしており、また、第4条では市町との協働を掲げている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見等は受けていない。		
点検・見直し結果	理由		特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無
	<p>改正・廃止の必要はない</p> <p>本条例は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、平成2年3月に県議会で採択された人権県宣言の趣旨にのっとり制定されたもので、条例に定める基本事項に従い、県の人権施策が推進されている。偏見による差別や人権侵害は依然として発生しており、今後も一層の取組が必要になっている。なお、現在の規定は、要件をいずれも満たし、改正の必要がないと考える。</p>				